大 会記 亊

本 会等一 a 大会は、 去る六月七 Ħ 弘前大学文

理 学部 0 研究発表会(スト00--1-100) 12 お ſΣ ₹, Ļχ 下の如き要領で用催された。 於 11 番教室

題目・氏名は要旨と共に後掲

Q 0 マライド 総 会继 (1) 田舎舘式土器と箱作にのいて--工藤正氏 びに懇観会(一下の〇十二三三〇) 映写(1三三0-1六・00)於2番教室 於会議 室

(2) 岩 水山麓湯の沢遺跡・薬师遺跡 0 発

熩

状況と出

土遗物

----- 発掘参

đq

学

生有

志

は 0 崇 中に 御 H 同 17 慶の至りであ 全会負の しかも学会ら 約六割 しい雰囲気に終始 った。ことにマライ ほどの参加を得い し得たこと K 粗 映写を 長 班 Ü

坦

当さ

リた工 藤正 氏に

は

文字通

ŋ

7)

繁忙

の中を

怨切 割 御 して年一 礼 いて御準備頂き、 Ħ な 群 し上げ 該 [II] を御願 る次寒である。 初 夏 Ø) U 候 また当 L たっ 10 屈 催 日 も 六 ţ したい 9 ぁ 御 長時 扔 今後 意 围 と考えている 12 1= 14 χţ 17 原則 た L って 厚く Z

> 研究発表要 듬

並 世 津 本号に 軽地方の交通 論文として掲載

釒

卞

髙

往 醿

1=

安 永 0 弘 Fij 薃 궤 法 1 篡 硋 律 ~ (T) 比

0

Ι 構 太 へ 全 98 4 条

黒

石髙

蝦

臽

庸

- X

1 主 一天文 袺 細 红 音

2 親 我之者鄉仕

3) 4 火河 **船** 仕 T 酱

5 4 馬 渣 人 ÷ 御 仕 遭

6

浩

贼

<u></u>

雹

御

仕

厝

博 書態 4 系 荆 儼 癸 苔 彻 Ĺ 候 1 御 仕

8 7

置

相 対 5K 人之者德 仕 圕

盜 17 喧 杣 帰 犘 ÷ 毒 衮 杏 御 御 論 候 仕 ¥ 置 苔 ĒΠ 脇 御 道忍 仕 置 出

入さ者

御

仕

13 12 11 10 9

虃

津

出

t

御

仕

置

16余

の条

了余 4条

了茶

6条

置

48

りを変

(竈政律は頂目的、条数的

14格(特色)

としていることは両看同様である。|封建社会の特徴である身分徒序を維持しよう

ついての

読争である

12

る。2竈政律に比し、網羅的でなく、法三章的であ

れたことも予想される。

でれだけ躍力的でよい面もあるが、専動に流る体系化されていず、自由裁量の余地が多い。

4 通則的規定がない。

5 刑が一般に寛政律に比し重い。

6安永の規定にあって、寛政律に

ない

ŧ

01

があ

るが、適用例が少ないことなどを理由に条文

が整理されたものと思われる。

なものとして立法の過程を知る上に重要である。7支化年向に寛政律は整備されるが、その先駆的

◎所謂「課役論争」のわが古代

史

ているもので、 のではない この 課役論争 が、 害の 殊に近年東洋史学会をにぎわ というのは 铊 制 1-於ける課役 决 してこと 弘 大 新 0 庹 意味 1,3 尾俊

ŧ

徭、 理解さ 0 あるが、これに対して曾我部 両者はまだ結首を見ないのであ 即方、一般には課=狙・ 役|| 北てお 庸という新説を強 り、これ 水 通説となって 調、 力 17 静雄博士は 主 復 なっ **派** さ $\|$ 庸 ŀk 1) 無 る 雑 7 徭 稚 7 ح

影 外の を思え 令の条文が ものであり、ことにこの「課役」 か 字 、 差 国史研究家としてのゝしみ度いと思うが、 この 及 ば ıŧ 1 この論 於 面 発と 日 律令 て来ることは 説 0 制 争 唐 是非玄直接 律令の が 於 わか 唐制を鑑承 古代 避 閰 け 論ずることは に差違 'n 史理解 0 iŧ して成立 0 語を含む律 な 0) ないこと 13 上 0 しした に も 門 て来ることとなる。 観的条件を昭何に理解するかという実に現わ 令制定時 **が国では誤!調としたがという臭、** ど影響はない わが律令短制の制度的 て、この稟洋史学界に にもこの通りに施行された。これは課=雑径説 の智我都博士も認められるところである。 \parallel 7,, その臭について若干の指摘を行りて見度 調 Ļ 役业 わが律令に見える課役 に於ける立法者の 廟 ので 雑径として理解され、 あって、真 内容を理解する上に 於ける課役論争は 主体 の影響 の語 的意図 ij 即ち ां इं すた実際 当時、 一天び客 ħ 何 が 故 は 從 実 は 扎 律 殆 わ 課 E